

幼稚園教育要領の改訂の要点は何か。

幼稚園の役割とは

幼児期の教育は、大きくは家庭と幼稚園で行われ、両者は連携し、連動して一人一人の育ちを促すことが大切である。幼稚園と家庭では、それぞれの果たすべき役割は異なる。家庭は、幼児の成長の最も基礎となる心の基盤を形成する場である。幼稚園は、これらを基盤にしながら、家庭では経験できない社会・文化・自然などに触れ、教師に支えられながら、幼児期なりの世界の豊かさに出会う場である。また、障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を図るための指導を受ける場である。

① 総則

- 幼稚園教育要領の改訂に準じて、「幼稚園の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであること」を第1章総則「第1 幼稚園における教育の基本」で規定した。
- 学校教育目標や幼稚園教育要領の改訂を踏まえ、学校教育法第23条に規定する幼稚園教育の目標に加えて、「障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し自立を図るために必要な態度や習慣などを育て、心身の調和的発達の基盤を培うようにすること。」の達成に努めることを示した。
- 幼稚園における教育の目標の達成に努めることにより、義務教育及びその後の教育の基礎が培われることを明確にした。

② ねらい及び内容等

- 各領域のうち、「健康」、「人間関係」、「環境」、「言葉」及び「表現」については、幼稚園教育要領に準じて改善を図ることとした。
- 「自立活動」については、障害の重度・重複化、多様化等に対応する観点から、内容等の充実を図った。

③ 新たに示された「指導計画の作成に当たっての一般的な留意事項」

- すべての幼児に、「個別の指導計画」を作成すること。
- 多様な体験をするとともに、心身の調和のとれた発達を促すようにすること。
- 家庭との連携に当たっては、保護者の幼児期の教育に関する理解が深まるように配慮すること。
- 幼稚園の幼児などと活動を共にすることを計画的、組織的に行うこと。
- 関係機関と連携した「個別の教育支援計画」をすべての幼児に作成すること。

④ 新たに示された「指導計画の作成に当たっての特に留意する事項」

- 複数の障害を併せ有する幼児の指導についての配慮事項。
- 教育課程に係る教育時間終了後等に幼児を対象に行う教育活動の留意事項。
- 地域における特別支援教育のセンターとしての役割。